

松戸市文化スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第37条及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、松戸市文化スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 文化芸術基本法第37条に規定する事項
- (2) スポーツ基本法第31条及び第35条に規定する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体を代表する者
 - (3) 教育関係者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、必要に応じ、特定事項を調査審議するために部会を設置することができる。

- 2 部会は、審議会の委員をもって組織し、部会に属すべき委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に所属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部

会」と、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員の」とあるのは「部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(松戸市スポーツ推進審議会条例の廃止)

2 松戸市スポーツ推進審議会条例(平成23年松戸市条例第28号)は、廃止する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前		改 正 後	
別表2(第4条関係)		別表2(第4条関係)	
職名	報酬	職名	報酬
(略)		(略)	
文化財審議会委員	(略)	文化財審議会委員	(略)
松戸市スポーツ推進審議会委員	日額 8,500円	(削除)	
少年センター運営協議会委員	(略)	少年センター運営協議会委員	(略)
(略)		(略)	
松戸市地域公共交通活性化協議会委員	(略)	松戸市地域公共交通活性化協議会委員	(略)
		松戸市文化スポーツ推進審議会委員	日額 8,500円